

## 中岩田三区での説明会を受けての対応

1 幼稚園・保育園では、選択制を念頭に置いた教育が行われているため、現在、保育園・幼稚園に通っている子どもまでは、兄弟在学の有無に関わらず、経過措置を拡大して欲しい。

■岩田保育園・春日保育園

選択制度を利用して豊小に通学する可能性のある子どもが比較的多くいるため、全員が固まらないようにクラスを分散するようにしている。

■にじの森幼稚園

豊小に通学する予定の子どもが3人しかいないため、仲良くなって豊小に入学させたいとの思いから、同じクラスにするように配慮している。

※3園とも豊小に入学することを念頭においた個別教育を行うことはなく、廃止した場合の影響も全くない。

2 中岩田三区に居住する未就学を含む子どもについて、その兄弟関係を把握しておくべきである。

■過大規模化が解消されたことを理由として廃止の提案を行っているため、兄弟関係が廃止の方向性に影響を与えるものではないが、選択を行う保護者に対しての判断材料のひとつとするため以下のとおり調査を行った。

就学年度	人数			豊小学校			岩田小学校		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成 25 年度	17	12	5	11	9	2	6	3	3
平成 26 年度	16	11	5	4	2	2	12	9	3
平成 27 年度	13	7	6	6	4	2	7	3	4
平成 28 年度	16	10	6	3	2	1	13	8	5
平成 29 年度	11	4	7	1	0	1	10	4	6
平成 30 年度	13	5	8	2	1	1	11	4	7
計	86	49	37	27	18	9	59	31	28

※平成 24 年 12 月 27 日現在

- ・ 平成 25 年度入学予定者は、現在の進学希望先により分類
  - ・ 平成 26 から 30 年度は、兄弟が豊小学校いる場合は豊小学校に分類
- 例) 平成 27 年は、13 人の新入学児童がおり、内 6 人には豊小学校に在学する兄または姉がいるため経過措置で豊小学校を選択することができることとなる。

3 選択制が廃止になると豊小に通学する児童が少なくなってしまう年度があり得るが、交通安全指導員を追加配置するなど安全への配慮を行ってほしいか。

■安全生活課が所管する交通安全指導員は、区域の中で危険な箇所数に応じて配置人数が決定される。このため、通学人数が少ない事を理由として指導の増員はできない。(人数が少ない箇所は市内のいたるところに存在する。)

なお、自治会長からは、輪番制で交通立番を行い安全確保に向けて取り組むとの発言を得ている。

#### 4 岩田小学校を見学したいと。

■岩田小学校長からも、是非見に来て欲しいとのコメントをいただいております、新年度に見学会（授業、放課、給食、行事等の見学）を開催することとし、日程が決まったら中岩田三区に回覧する。

#### 5 廃止した場合、再度1,000人を超す過大規模校となった場合には、選択制を導入するのか。

■現時点では、過大規模校とならない見込みであることから選択制度の廃止を提案している。しかし、将来的に様々な要因により過大規模校となることが見込まれることとなった場合には、「学校規模の適正化に関する基本方針」の過大規模化の解消手順に従い対応することとなる。

#### 6 制度導入時にどのような形になったら本制度を廃止にするのか明示されなかった。

■今年度中にルールづくりを行う。

案)「過大規模が解消され（学級数が31学級、かつ、児童生徒数1,000を下回る場合）、今後も過大規模校となることが見込まれない場合」に選択制度の廃止に向かう。

#### 7 廃止時期を平成25年度末から平成26年度末に延長して欲しくないか。

■廃止が告知されてから長期間の年月を経過させ、中途半端な期間が続くことは、様々な面で好ましい状況ではないと考えている。

なお、廃止時期を平成25年度末とした場合でも、周知期間は1年間確保されることに加え、一定の経過措置を講じることで大きな混乱は回避できると考えている。

#### 8 経過措置の拡大を検討することについて

(1) 兄弟が豊小学校を卒業した後でも、その弟妹は豊小学校を選択できるようにして欲しい。

(2) 豊小学校を選択できることを前提に中岩田三区に居住したので、その場合は、制度の廃止後も豊小を選択できるようにしてほしい。



制度導入時に、廃止する場合の条件を提示していなかったため、保護者としては困惑することが予測される。このため、当初提示した経過措置

○平成26年3月31日現在、選択制度を利用して豊小学校、多米小学校に在籍している児童。

○選択制度を利用して豊小学校、多米小学校に入学した兄又は姉が在学中の場合、新入学するその弟又は妹。（以後の弟又は妹にも適用）

に加えて、上記2ケースを経過措置として拡大する方向で協議したい。

なお、この経過措置の拡大により（1）で対象となる世帯は2世帯、（2）で対象となる世帯は、最大でも30世帯程度と予測され、比較的少数であるため、地域コミュニティの円滑な運営に与える影響は少ないと思われる。